

弘前市有料広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の保有する財産の一部を広告媒体として活用するなど、民間事業者等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告掲載等を実施することで、市の新たな財源を確保すること等、民間事業者等の事業活動を推進し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の保有する財産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

ア 広報誌

イ ホームページ

ウ 各種封筒等の印刷物

エ パンフレット、リーフレット等

オ 市の発行する刊行物

カ その他広告媒体として活用できる財産で市長が認めるもの

(2) 広告主 広告媒体に広告の掲載を希望し、又は広告が掲載された広告掲載物品等を提供しようとするもの（広告代理店を含む。）をいう。

(3) 広告掲載物品等 広告媒体に広告主の広告が掲載された物品等をいう。

(広告掲載の範囲)

第4条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(4) 政治性のあるもの

(5) 宗教性のあるもの

(6) 社会問題その他について主義又は主張に当たるもの

(7) その他、広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 次の各号に掲げる業種又は事業者に関する広告は、掲載しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの

(2) 消費者金融に係るもの

(3) たばこに係るもの

(4) ギャンブル（公営くじに係るものを除く。）に係るもの

(5) 法律に定めない医療類似行為等に係るもの

(6) 暴力団その他反社会的団体が関与すると認められるもの

(7) 営業等について必要な届出又は許認可等を受けていないもの

(8) その他市の保有する財産等に広告を掲載する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(広告の募集方法等)

第5条 広告媒体に掲載する広告は、市広報、市ホームページ等により市が広告主を募集するものとし、募集は原則として公募とする。

(広告の規格等及び広告掲載料)

第6条 広告の規格及び掲載位置並びに広告掲載料は、広告媒体ごとに広告掲載事業を実施する部等の長が別に定める。

2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 前項の規定により納入された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料の全部又は一部を還付する。

(広告掲載審査委員会)

第7条 広告掲載の適否を審査するために、広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設け、事務局を企画部広聴広報課に置く。

2 審査委員会の委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第8条 審査委員会の会議は、広告掲載の適否について疑義が生じた場合において、必要と認めたときに委員長が招集する。

2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、広告掲載事業を実施しようとする広告媒体の事務を所掌する課室等の長を審査委員会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

6 前項に定めるほか、委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(広告掲載の決定等)

第9条 申込者の数が募集する掲載広告の数を超えたときは、原則として抽選により掲載広告を決定する。

(広告掲載の取り消し)

第10条 広告主が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該広告の掲載を取り消すものとする。

(1) 広告主が広告掲載料を期日までに納入しなかったとき。

(2) 広告主が広告の原稿等を期日までに提出しなかったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、掲載上支障があると認められるとき。

(損害賠償)

第11条 市長は、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかったとき、又は前条の規定により広告の掲載を取り消した場合において、広告主に損害が生じても、その賠償の責を負わないものとする。

2 広告主が当該広告の掲載内容により第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と負担においてその賠償をするものとする。

(合議)

第12条 各部等において新たに広告を掲載する媒体を定めるときは、企画部長に合議すること

とする。

- 2 各課室等において広告媒体に掲載する広告を決定するときは、広聴広報課長に合議することとする。

(広告掲載物品等の募集等)

第13条 市長は、広告主から広告掲載物品等の提供を受けようとするときは、この要綱、弘前市有料広告掲載基準及び広告媒体ごとに定める基準等に定める条件を明示して、広告主を募集するものとする。

- 2 前項の広告主の募集方法、広告掲載物品等の受領その他の手続きについては、第4条から第8条及び第10条から第12条までの規定を準用する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、広告主からの申し出があったときは、同項の規定による募集をしていない広告掲載物品等を受領することができる。この場合において、当該広告掲載物品等の受領に係る基準及び手続きについては、第4条、第7条、第8条、第11条及び第12条の規定を準用する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月14日から施行する。

この要綱は、平成22年1月12日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年1月13日から施行する。

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第7条関係）

広告掲載審査委員会	
委員長	企画部長
委員	広聴広報課長
委員	法務文書課長
委員	契約課長
委員	管財課長
委員	財政課長